

テールゲートリフター特別教育受講促進助成制度実施要綱

(荷役作業者向け特別教育・インストラクター養成講習)

令和5年11月20日制定
(一社)山口県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県トラック協会（以下、協会という。）の会員事業者が、令和5年3月に労働安全衛生規則が一部改正され、令和6年2月1日以降、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務は、特別教育を受けた者でなければ行うことができなくなることを踏まえ、テールゲートリフター特別教育の講習費用の一部を助成することにより法令遵守の一層の配慮を促すことを目的とする。

(資格・要件)

第2条 協会は、協会の会員事業者（以下、会員という。）が、令和5年度中に第3条に定める陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下、陸災防という。）が実施する特別教育を受講させた時に助成する。

(対象特別教育)

第3条 陸災防が実施する以下のテールゲートリフター特別教育を対象とする。

- (1) 荷役作業者向け特別教育
- (2) インストラクター養成講習

(助成金額)

第4条 助成金額は、以下のとおりとする。

- (1) 荷役作業者向け特別教育 1人当たり 5,000円とする。
- (2) インストラクター養成講習 1人当たり20,000円とする。

※ ただし1会員あたりの助成人数は第3条(1)及び(2)を合わせて10人までとする。

(申請期間)

第5条 令和5年12月1日～令和6年3月15日までとする。

ただし予算額に達した場合は、その時点までとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、様式1の「テールゲートリフター特別教育受講促進助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、協会に申請を行うものとする。

2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、第6条の助成金交付申請書の提出があった場合は、その内容を精査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内で当該助成金額を確定して、会員に助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

附則

本要綱は令和5年12月1日から適用する。